特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種の実施等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用 等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期 している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和7年10月29日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
V	評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務					
	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務					
②事務の内容	※ ワクチン接種記録システム(VRS)が令和6年9月30日で機能停止となり、アクセスできなくなった。これにより 同年10月1日以降は、それまでVRSで管理していた新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(臨時接種)に関する情報を健康管理システムに保管し、管理する。					
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] (選択肢> [10万人以上30万人未満] (3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 (4) 10万人以上30万人未満 (5) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
2. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	健康管理システム					
②システムの機能	①予防接種の履歴管理 予防接種情報を入力し、予防接種台帳として管理する。 ②予防接種の勧奨 対象者を抽出し、接種案内の送付や未接種者の勧奨を行う。 ③集計 接種人数の集計を行う。					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム					
②(4 の): フェ / Lの(***	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム					
	[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)					
②システムの機能	ワクチン接種記録システム(VRS)が令和6年9月30日で機能停止となり、アクセスできなくなった。これにより同年10月1日以降は、それまでVRSで管理していた新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(臨時接種)し関する情報を健康管理システムに保管し、管理する。					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム					
	[]その他 ()					
システム3						
①システムの名称	宛名システム					
②システムの機能	①住民データ連携機能 住記システムに登録・更新された住民情報を取得し、宛名情報を更新する。 ②宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 ③宛名情報等管理機能 住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)を管理し、各税務システムに 提供する。					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
O	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム					
	[〇]その他 (団体内統合利用番号連携サーバー)					

システム4		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	① できて、	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム	

システム5				
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー			
②システムの機能	番号、かな氏名、生年月日で検索可能な情報とし ②個人番号管理機能 画面から住登外者の個人番号の登録・更新を可 ③団体内統合宛名番号採番機能 各業務システムより番号管理連携システムに連 していない番号の場合、団体内統合宛名番号を持 力された場合も同様。既存の業務(宛名)システム を管理し、1:1:n の関係性を維持する。 ④宛名連携機能 各宛名システムより宛名番号、基本4情報を受し ⑤個人番号連携機能 住記システムより宛名番号(住民番号)、個人番・ ⑥個人番号照会機能 各業務システムより指定された宛名番号に紐付 ⑦個人情報照会機能 検索条件に従って番号管理サブシステムの管理 ⑧符号管理機能 中間サーバーの符号管理に関して必要な機能 ⑨中間サーバーとの接続に関し必要な文字コード ⑩中間サーバーをの接続に関し必要な文字コード ⑪中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合 中間サーバーからの要求に応じて、団体内統合 事業務のCSVデータや既存システムより送 ク後、中間サーバーに連携する。 ⑫情報照会要求機能 各業務システムからの情報照会に際し、宛名番れた情報をもとに中間サーバーの仕様に従って情報を結果取得登録機能	T能とする。 は携された個人番号について、番号管理連携システムで保有 采番する。番号管理連携システムの画面より個人番号を入 ごとの団体内統合宛名番号、個人番号、宛名番号の紐付け す取る。 号を受け取る。 そ個人番号を返却する。 理する個人情報を照会する機能を提供する。 を提供する。 変換やXML変換等の機能を提供する。 か宛名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。 が応名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。 が応名番号に紐付く基本4情報及び個人番号を返却する。 がでわた業務情報をもとに変換を実施し、業務コードチェッ ・号を団体内統合宛名番号に変換し、既存システムより渡さ ・青報照会を行う。 シトワークシステムより受信した提供内容を中間サーバー連		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム	[〇] 庁内連携システム [〇] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム		
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				

3. 特定個人情報ファイル名			
予防接種ファイル			
4. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	・別表の14の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第67条の2		
5. 情報提供ネットワークシス	ステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	②法令上の根拠 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項		
6. 評価実施機関における担	3当部 署		
①部署	母子保健課		
②所属長の役職名	母子保健課長		
7. 他の評価実施機関			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
予防接種ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢>		
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市の住民で各種予防接種の対象者		
・別表の14の項(利用範囲) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2			
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上		
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 (・業務関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 国税関係情報 [] 児童福祉・子育で関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] 子の他 () 		
その妥当性	個人番号などの識別情報及び5情報は本人確認及び対象者を特定するために保有 健康・医療関係情報は予防接種履歴の管理のために保有		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	令和3年4月以降		
⑥事務担当部署	母子保健課		

3. 特定值	3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇] 本人又は本人の代理人		
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課)		
@1.T.	NIZ.		[]行政機関・独立行政法人等 ()		
①入手元	*		[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村の予防接種担当部署)		
			[]民間事業者 ()		
			[]その他 ()		
			[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ		
			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム		
②入手方法	去		[〇] 情報提供ネットワークシステム		
			[]その他()		
③使用目的	的 ※		予防接種履歴や対象者の照会・入力業務		
		使用部署	母子保健課		
④使用の3	主体	使用者数	<選択肢>		
			5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
⑤使用方法			1 予防接種対象者に案内通知を発送するために特定個人情報を使用する。2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。3 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。4 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。		
		(1)住基情報と予防接種台帳を突合し、案内通知等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から 個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。			
⑥使用開始日			令和3年4月1日		

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託事項1		(選択肢> (選択肢> (要託する) (事託する) (事託する) <td< th=""></td<>			
		(2)件			
		予防接種システムの保守業務等			
①委訊	内容	予防接種システムの保守業務、法改正に伴うシステムの改修作業			
②委訊	先における取扱者数	 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 			
③委訊	先名	株式会社HBA			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項2~5					
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等			
①委訊	内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等			
②委託	先における取扱者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 			
③委託	先名	株式会社ミラボ			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
⑥再委託事項					
委託事項3					
委託事項4					
委託事項5					
委託事項6~10					
委託	委託事項11~15				
委託	委託事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移	3転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件			
DED 194407 H M	[] 行っていない			
提供先1	市区町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項			
②提供先における用途	予防接種法による予防接種に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	予防接種履歴			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線			
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
©IEIX/J/A	[] フラッシュメモリ []紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照会を受けた都度			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20	提供先16~20			
移転先1				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

6. 特定個人情報の保管・消去

<健康管理システムにおける措置>

①特定個人情報は、入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。

②当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

保管方法

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

•ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース 内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

消去方法

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プラット フォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。

②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を 交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。

さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実に データの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。

③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

保管方法

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

•ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

消去方法

11日末個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(3)既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。

保管場所 ※

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 従来の予防接種の事務に関する記録項目>

宛名番号、世帯番号、方書日本語、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、生年月日、性別、続柄、住民になった日、住民になった届出日、住民になった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、住民でなくなった事由、住定日届出日、住定日事由、在留資格、在留期間等終了日、外国人判定、異動日、異動届出日、作成日、異動事由、個人郵便番号

西暦年度、接種日、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、請求日(月)、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、 メーカー、ロット番号、接種量、特記事項

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)に関する記録項目>

- ·個人番号
- •宛名番号
- 自治体コード
- •接種券番号
- •属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- •接種回
- •接種日
- ・ワクチンメーカー
- ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- •製品名
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ·証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

X	新型コロナウイル	<i>、</i> ス感染症予防接種証明書の交付に必要	な場合のみ
---	----------	----------------------------	-------

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・住基情報の入手については、健康管理システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象外の データを入手することはない。

・予防接種情報については予防接種実施医療機関を経由して入手するが、個人番号の記載はなく、不適切に個人番号を入手することはない。

<新型コロナウイルス感染症(臨時接種)に係る予防接種事務における追加措置>

①転入者本人からの個人番号の入手

当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

②他市区町村からの個人番号の入手

リスクに対する措置の内容

当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

③転出元市区町村からの接種記録の入手

当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

1

- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
- ・システムへアクセス可能な職員を限定し、ICカードとパスワードによる認証を実施することでアクセス権限の適切な管理を行っている。
- ・ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

 リスクに対する措置の内容
 <td・健康管理システムには当該事務に関係のない情報を保有しない。</td>

 リスクへの対策は十分か
 [+分である] (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ュー+	デ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	しているため、権限のない機・ユーザID、パスワードを複数 くワクチン接種記録システム権限のない者によって不正に・ワクチン接種記録システムはうに制御している。・LG-WAN端末は、限定され・ワクチン接種記録システム・ワクチン接種記録システム・ワクチン接種記録システム・	能は利用できない。 放人で共有することを禁止している。 人における追加措置> 三利用されないよう、以下の対策を講 こおける特定個人情報のアクセスは たものしかログインできる権限を保持 こおけるログイン認証は、ユーザID/ へのログイン用のユーザIDは、当市が	、LG-WAN端末による操作に限り可能になる にない。
		することはできない。		記録システム(VRS)へのログイン用のユー
そのfl	也の措置の内容	ザIDに付与されるアクセス権 当市が指定する管理者は、 職員の異動/退職等情報を研 を失効させる。 やむを得ず、複数の職員が 用する職員・端末を特定し、 に発行する。なお、共用IDをで確認し、当該事由が生じた 当市が指定する管理者は、 大権限及び不正利用の有無 削除する。 システム上の操作のログを する。	限は、当市が指定する管理者が必要定期的又は異動/退職等のイベント (全期的又は異動/退職等のイベント (主認し、当該事由が生じた際には速やが共有するID(以下「共用ID」という。) (管理者が把握した上で、パスワードを使用する職員及び端末について、異原は速やかに把握している内容を更定期的にユーザID及びアクセス権限を確認する。また、不要となったユー取得しており、操作ログを確認できる、(VRS)は令和6年9月30日で機能停	要最小限の権限で発効する。 が発生したタイミングで、権限を有していた かにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を発行する必要がある場合は、当該IDを使 ・厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限 動/退職等のイベントが発生したタイミング
リスクへの対策は十分か		[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務における追加措置>

- ①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以 下のようにしている。
- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管 理簿 等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
- ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手 し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない					
リスク	: 委託先における不正な	使用等のリスク				
	のお書中の特定個人情報 との取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	規定の内容	特定個人情報を含むすべてのデー・個人情報の秘密の保持・個人情報の収集の制限・個人情報の収集の制限・個人情報の目的外利用及び提供・個人情報の適正管理・事故発生時の報告義務		いて、以下のことを契約書に明記し	している	00
	E先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		分に行っている 委託していない
	具体的な方法					
その他の措置の内容		く新型コロナウイルス感染症対策当市、国、当該システムの運用保たっての確認事項(規約)」に同意(新型コロナウイルス感染症予防性の人情報の取扱いを当該システムの運用保護部項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧でも、特定個人情報の提供ルール/ディを受ける際の入手にかかる保証を受ける際の入手にかかる保証	守事るでは、 するない まってい まってい まってい まってい まってい まってい まってい まって	の三者の関係を規定した「ワクチ こより、当該確認事項に基づき、「 書電子交付機能及びコンビニ交付 果守事業者に委託することとする」 fの制限	ン接種 フクチン 寸関連 。なお、	接種記録システム(VRS) 機能を含む。)に係る特定 次の内容については、当
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に関するルール	Г]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委	託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた	是供を除く。)におけるその・	他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク ①健康管理システムにおける措置 ・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。 ・操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。 ②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照 会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシス リスクに対する措置の内容 テムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の 照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施し た職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク ①健康管理システムにおける措置 ・当該事務の権限を有する職員以外が入手することのないよう、アクセス権限を設定している。 ・操作ログを記録し、目的外の入手が行われていないか追跡を可能にしている。 ②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワーク システムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報 連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステ リスクに対する措置の内容 ムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動 で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特 定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が 不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施し た職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。 <選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ①中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録 が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応してい ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネッ トワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保して いる。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間 サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

- 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等の リスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

<選択肢> 十分に行っている 1 ①事故発生時手順の策定・周 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 知 3) 十分に行っていない

機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関す 事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
	その内容						
	再発防止策の内容						
その他	色の措置の内容	た事を・ISO内 く①が管いる本語 にいる は、ケーに対対 にいった は、ケーにが になって、 「カウ素満の体に になって、 「カウ素満の体に で、 「カウ素 ISO 本 に で	ット者が、できない。 マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ	情報システムのためで表示では、 は、セキュリティを理想を は、セキュリティを理想を に登録するである。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 でのリスすもる。 でのリスすものとと。 にできるである。 でいる。 でのリスすものとと。 にできるのの別のができます。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 での別のができます。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	ガイドライン、政府機関等の情報セ 情報セキュリティの国際規格を取得 扱いに関するガイドラインで求める 制御している。 いる。		
リスク	への対策は十分か	<u>することはできない。</u> [十分でる	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

8. 鰛	查					
実施の有無		[〇] 自己点検	[] 内部監査	Г] 外部監査
9. 従	業者に対する教育・啓	発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]			る 2) 十分に行っている
	具体的な方法	る。 <新型コロナウイルス感染症対策 デジタル庁(旧内閣官房情報通	特契組 策に係 信技術 確認事	的を締結し、その る予防接種事務 ((IT)総合戦略3 項」に同意のうえ	中で個人情報保証 における追加措置 から発出された	護に関する周知徹底を義務付けてい 置> 「新型コロナウイルスワクチン接種記 村の責任)に則し、適切に職員等の

10. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 総務部総務課情報公開係				
②請求方法	千歳市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続	-				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-				
2. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 保健福祉部母子保健課予防接種係				
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和5年6月12日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】					
①方法	予定なし					
②実施日・期間	-					
③主な意見の内容	-					
3. 第三者点検【任意】						
①実施日	予定なし					
②方法	-					
③結果	-					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月27日	I−4法令上の根拠	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第5号(委託先への提供)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事前	令和3年9月1日の番号法の改 正による。
令和3年7月27日	Ⅰ-5-②法令上の根拠	【情報提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 16の2項、16の3項	【情報提供】 1 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 16の2項、16の3項	事前	令和3年9月1日の番号法の改 正による。
令和3年8月23日	I-1-②事務の内容	種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	る事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月23日	I −2−システム2 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者·接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会·提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	
令和3年8月23日	Ⅱ-2 基本情報 ③対象となる 本人の範囲 その必要性1.	1 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ ステムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	1 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 10の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ ステムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事前	令和3年9月1日の番号法の改 正による。

令和3年8月23日	Ⅱ-3-⑤使用方法	2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。 3 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 4 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	特定個人情報を使用する。 2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。 3 当市への転入者について、転出元市区町村へ	事後	
令和3年8月23日	Ⅱ-5 提供先1一①法令上の根 拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事前	令和3年9月1日の番号法の改 正による。

令和3年8月23日		宛名番号、世帯番号、方書日本語、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、生年月日、性別、続柄、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民でなくなった日、住民でなくなった日、住定日事由、住民でなくなった事由、住定日事由、在留資格、在日、住定日届出日、住定日事由、在留資格、在日、共和国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国	字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、生年月日、性別、続柄、住民になった日、住民になった日、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった事由、住定日、住定日届出日、住定日事由、在留資格、在留期間等終了日、外国人判定、異動日、異動届出日、作成日、異動事由、個人郵便番号、西曆年度、接種日、接種判定、接種日年齡、年度末年齡、請求日(月)、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、メーカー、ロット番号、接種量、特記事項 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	事後	
-----------	--	---	--	----	--

^{令和3年8月23日} 〒-2 リスクに対する措置の内容	システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象外のデータを入手することはない。 〈新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際はより本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出 先市区町村において、本人同意及び本人確認が	事後	
---------------------------------------	--	--	----	--

令和3年8月23日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用に おけるその他のリスク及びその リスクに対する措置	事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや母子保健予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。	ステムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理局の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を引きる等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。	事後	
		事務における追加措置>	事務における追加措置>		
			11 212 12 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22		
		• • •	= =		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		データを確実に消去する。管理簿に消去の記録を		古仫	
				争仮	
	リヘンに対する相巨				
			の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用す		
		用する。	る。		
			・当市からの転出者について、当市での接種記録		
			を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を		
			入手し、使用する。		
		③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにて			
			防接種証明書の交付申請があった場合に、接種 記録を照会するために、個人番号を入手し、使用		
			記録を照去するために、個八番ちを八子し、使用する。		
			う。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにて		
			ダウンロードする接種記録データには、個人番号		
			が含まれない。		

令和4年1月17日	I −2−システム2 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 電子申請受付・電子交付の実施	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ-3-②入手方法	その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウ イルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む))	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ-3-⑤使用方法	2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。 3 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 4 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人	特定個人情報を使用する。 2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ-3-⑤使用方法 情報の突合	(1)住基情報と予防接種台帳を突合し、案内通知等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ-4-委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

令和4年1月17日	Ⅱ-4-委託事項2 ①委託内容	務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ-6-保管場所	に設置したサーバ内に保管される。 ②当該サーバーへのアクセスは、権限管理により制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関準にた開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用とている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を指している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。	制限され、IDとパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの	事後	

令和4年1月17日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内 容	〈新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象外のデータを入手することはない。 〈新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号記録を照会するために、本人から個人番号記録を確認者の意書等により本人同意を報告を確認する。 ②転出先の転出者について、対象者によるが、本人確認書類を確認する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当時での接種記録が、その際により、ワクチン接種記録システムを通じて入まり、ワクチン接種記録システムを通じて入まり、ワクチン接種記録を入手するが、その際者の内手当市への転入手するが、その際者の人手当市への転入手でより照会対象者のの方手がらて、当該個人番号により照会対象者のの接種記録のみをワクチン接種記録システムを通じてみるの接種記録のみをワクチン接種記録システムを通し、当該個人番号によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	事後	
令和4年1月17日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内 容		④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	・入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使 用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように 制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市 区町村ごとに論理的に区分されており、他市をさない 大うにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報の入手ができない ようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えい を防止するために、暗号化された通信回線を使まる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書で を防止する。 ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要なな 情報を入手し、申請者の自由入力を避ける。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を を防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を で、意図しない不適切な方法で特定個人情報らる。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を を防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を を満しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法で特定個人情報の ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を を満しないのようによるが を満しないる。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しない不適切な方法でも で、意図しないる。 ・当該機能では、専用のより、 のよりにより、 のよりにより、 のよりにより、 のよりにより、 のよりにより、 のまり、 により、 のま	事後	
		において真正性の検証を行い、送信情報の真正		

令和4年1月17日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用に おけるその他のリスク及びその リスクに対する措置	事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや母子保健予防接種システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許明履歴を残いては、所の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理する・作業に用いる電子はなる。・11 大手を記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残いては、承認を行い、当該承認の記録を残いては、承認を行い、当該定を発了したら、内部のを記載を行い、当時では、当時では以下の3つの場には、当時では以下の3つの場にによる作業を終了したら、内部のを記載を行う。・電子記録媒体に当まるを残す。の表別では、からの転出を使用する場別で、転入のの場別では、当時での表別では、一下の表別では、本の表別の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別では、本の表別で	ステムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された管理の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理があり扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取り扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理に消去の配子記録媒体に消去のの記録を残す。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去を優に消去ののの記録を表明に消去ののの記録を表明でしている。 ・電子記録を使用する場面を、必要最小限にである。 ・当の転入者について、転出元市区町村へを 記録を照合する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種番号を ・接種種について、新型コロナウイルス感染症を ・接種種証明書の交付申請があった場合に、使用 が接種を照合するために、個人番号を入手し、使用 が接種を照合するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	
		入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用	防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号		

令和4年1月17日 Ⅲ-4 その他の措置の内容	事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事	利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容につい	事後	
-------------------------	--	--	----	--

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種┃<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 事務における追加措置> 【物理的対策】 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適 |ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適 ||切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の 切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の 情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準 情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準 【拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ 拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ 【の国際規格を取得しているクラウドサービスを利 用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに の国際規格を取得しているクラウドサービスを利 |用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに |関するガイドラインで求める物理的対策を満たして |関するガイドラインで求める物理的対策を満たして||いる。 いる。 主に以下の物理的対策を講じている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠 サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠 管理 管理 日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。 【技術的対策】 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の 適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 令和4年1月17日 Ⅲ-7 その他の措置の内容 事後 適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 ■の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準 |の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準 ||拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ 拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ ■の国際規格を取得しているクラウドサービスを利 の国際規格を取得しているクラウドサービスを利 用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに 用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに「関するガイドラインで求める技術的対策を満たして 関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 いる。 主に以下の技術的対策を講じている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域に ・論理的に区分された当該市区町村の領域に データを保管する ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 データを保管する ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットから 個人番号が含まれる領域はインターネットから アクセスできないように制御している。 アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスで ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 きないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、「外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの 通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの

令和4年1月17日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をす	実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事	事後	
令和4年1月17日	Ⅲ-10 その他のリスク対策	事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができ	戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利	事後	
令和4年1月17日	Ⅴ評価実施手続き①実施日	令和3年5月28日	令和4年1月4日	事後	
令和5年7月5日	I −2−システム2 ②システムの機能	②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 電子申請受付・電子交付の実施	①ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンビニ交付の実施	事後	
令和5年7月5日	Ⅱ-3-②入手方法	イルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明証交付センターシステム	事後	

令和5年7月5日	Ⅱ-3-⑤使用方法 情報の突合	(2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録	等の送付先を最新の住基情報に同期する。 (2)当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区	事後	
令和5年7月5日	Ⅱ-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付	事後	
令和5年7月5日	Ⅱ-4-委託事項2 ①委託内容	型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの	務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交	事後	

		<母子保健・予防接種システムにおける措置>	<母子保健・予防接種システムにおける措置>		
			○日本には、「日本を持ち、「日本の日本」○日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		
			○特定個人情報は、人図主管理を行うている区画 に設置したサーバ内に保管される。		
			こ該直しにサーバ内に休官される。 ②当該サーバーへのアクセスは、権限管理により		
			制限され、IDとパスワードによる認証が必要とな		
		ీ	る。 く		
			<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>		
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
			ターに設置しており、データセンターへの入館及び		
		ターに設置しており、データセンターへの入館及び			
			②特定個人情報は、サーバー室に設置された中		
			間サーバーのデータベース内に保存され、バック		
		間サーバーのデータベース内に保存され、バック			
			<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>		
			ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適		
		ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適			
		切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の			
今和5年7月5日	Ⅱ-6-保管場所	情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠		事後	
7743年7月3日		した開発・運用がされており、情報セキュリティの		尹权	
		国際規格を取得しているクラウドサービスを利用し			
		ている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を			
		講じている。	・論理的に区分された当市の領域にデータを保		
		・論理的に区分された当市の領域にデータを保管			
		する。	・当該領域のデータは、暗号化処理をする。		
		・当該領域のデータは、暗号化処理をする。	・個人番号が含まれる領域はインターネットから		
		・個人番号が含まれる領域はインターネットからア			
		クセスできないように制御している。	・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスで		
		・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスで			
		きないように制御している。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウド		
		・日本国内にデータセンターが存在するクラウド	サービスを利用している。		
		サービスを利用している。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電		
		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子)			
		交付機能)	電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、		
		電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、	申請情報を記録しないこととしている。		
		申請情報を記録しないこととしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ		
			ンビニ交付)		
1					

令和5年7月5日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	字氏名、通称力ナ氏名、通称氏名、生年月日、性別、続柄、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民でなくなった日、住民でなくなった日、住民でなくなった日、住民でなくなった事由、住民でなくなった事由、住定日事由、住民でなくなった事由、住定日本出日、住定日事由、在留資格、在日、住定日本の大田、住民の大田、田、住民の大田、田、住民の大田、田、住民の大田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	くなった事由、住定日、 住定日届出日、住民でなくなった事由、住定日、 住定日届出日、住定日事由、在留資格、在留期間 等終了日、外国人判定、異動日、異動届出日、作 成日、異動事由、個人郵便番号 西暦年度、接種日、接種判定、接種日年齢、年度 末年齢、請求日(月)、実施医療機関、実施場所、 実施区分、問診医、接種番号、メーカー、 口ット番号、接種量、特記事項 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 に関人番号 ・宛自治体番号 ・自治を著号 ・自治を著号 ・自治を著号 ・自注を種目、生年月日、性別) ・接種目 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・アクチンメーカー ・ロット番号 ・アクチンメーカー ・ロット番号 ・アクチンメーカー ・ロット番号 ・アクチンス ・製務に開報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、 国籍、旅券(に※) ・証明書ID(※)	事後	
----------	-------------------------	---	---	----	--

		システムに登録した情報を庁内連携機能で取得す	・住基情報の入手については、母子保健予防接種システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、対象外のデータを入手することはない。		
	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種 記録を照会するために、本人から個人番号を入手 する場合は新接種券発行申請書兼接種記録確認 同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法 第16条に基づき、本人確認書類を確認すること	する場合は新接種券発行申請書兼接種記録確認		
		当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワ	を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村 から個人番号を入手するが、その際は、他市区町	事後	
		当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。		
令和5年7月5日 ^{II} 空	II-2 リスクに対する措置の内 容	交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の交付のために個人番号を入手す るのは、接種者から接種証明書の交付申請があっ た場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、 本人確認書類を確認することで、対象者以外の情 報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証	るのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)		

	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>			
	・入手した特定個人情報については、限定された			
	端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使			
	用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように			
		制御している。		
	ワクチン接種記録システムのデータベースは、市 			
	区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町	区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町		
	村の領域からは、特定個人情報の入手ができない			
		ようにアクセス制御している。		
	・入手する特定個人情報については、情報漏えい			
	を防止するために、暗号化された通信回線を使用			
	する。	する。		
	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子			
		交付機能)		
	・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な			
	情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、			
却担供力	交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを			
報提供ポットラーランステムを		防止する。	事後	
0/h 0/17 57 7 0/17 5/-	・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を		尹阪	
11 + 7 + + =	可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること			
	で、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送			
		信されることを避ける。		
	・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入			
		カ補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助		
		APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を		
		行うため、本人からの情報のみが送信される。		
	・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード			
	内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報			
	として自動的に入力することにより、不正確な個人			
		番号の入力を抑止する措置を講じている。		
	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・			
	マイナンバー)に付されている署名について、VRS			
		において真正性の検証を行い、送信情報の真正		
		性を確認する措置を講じている。		
	・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うこ			
	とにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を	とにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を		

	Ⅲ-7 その他の措置の内容	ワクチン接種記録システムは、特定個人情報等の 情報セキュリティ対策のための、統一基準群にティの国際規格を取得しているクラウドサービスを別用しているため、特定個人情報の対策を満しているが可がで求める物理的対策を満しているがです。 ・サーバ設置場所等への入場でで表しているがです。 ・サーバ設置場所等への入場でで表しているがです。 ・サーバスを利用している。 ・サービスを利用している。 ・サービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報のの情報セキュリティ対策のの統一基準理にの国際規格を取得している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定 政府機関の情報を取得しているがのが、信報セキュリティ対策のの統一基準理によるガイドラインで、政府機関であるがであるが、であるが、であるが、特定個人情報である。 ・論理を保域ので表しているの対策を講じている。 ・論理を保域のできまれており、情報セキュリテ利にているが、対方で求める技術的対策を満しているが対策を満たしているが、特定個人情報にアクセスを明しているが、当該の対象には特別である。・個人をする。・当該では、ように制御している。・当はいように特別である。・当はいように特別である。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はいるのである。・当はでは、近により、ことにより、100円である。・100円である。1	【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。・・サーバ設置場所等への入退室記録管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用しているを観点を選問が含まれている。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報のの情報セキュリティが高の統一基準群にインスを利用しているがですがある。 「技術的対策】 の「大学種記録システムは、特定の所機関にでの情報セキュリティがされており、情報セキュリティ対策の情報セキュリティ対策の活動が高速に関いるを対した開発・運用がされており、情報セキービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するがおれた当該の方法がある。・当該理ができないように制御している。・・当該のできないように制御している。・・当該システムへの不正アクセスの防止のため、チののののの人検知・通知機能を備えている。・・当がらの侵入検知・通知機能を備えている。・・当がらの侵入検知・通知機能を備えている。・・当のののをのをできないように制御している。・・当がらの侵入検知・通知機能を備えている。・・当がらの侵入検知・通知機能を循えている。・・当がらの侵入検知・通知機能を循えている。・・当ののにより、通信は暗号化を行ったとにより、通信は暗号化を行ったとにより、通信は音号化を行ったとにより、通信は音号化を行ったといる。 「は、日本の報報に対しているが表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	事後	
令和5年7月5日	Ⅴ評価実施手続き①実施日	令和4年1月4日	令和4年5月10日	事後	

令和5年7月5日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	宛名等、世帯番号、方書日本語、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、生年月日、性別、続柄、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民になった日、住民でなくなった日、住民でなくなった日、住定日事由、住民でなくなった自、住定日事由、住民でなくなった自然を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	住民になった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった事由、住定日、住定日本出日、住定日事由、在留資格、在留期間等終了日、外国人判定、異動日、異動届出日、作成日、異動事由、個人郵便番号、接種日年齢、年度、接種日年齢、年度、接種日、接種判定、接種日年齢、第末日(月)、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種番号、メーカー、回り・がまる記録では、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは	事後	
----------	-------------------------	--	---	----	--

	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>			
	・入手した特定個人情報については、限定された	・入手した特定個人情報については、限定された		
	端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使	端末を利用して配布されたユーザーIDを使用し、ロ		
	用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように	グインした場合だけ、アクセスできるように制御し		
	制御している。	ている。		
	・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市	・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市		
	区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町	区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町		
	村の領域からは、特定個人情報の入手ができない	村の領域からは、特定個人情報の入手ができない		
	ようにアクセス制御している。	ようにアクセス制御している。		
	・入手する特定個人情報については、情報漏えい	・入手する特定個人情報については、情報漏えい		
	を防止するために、暗号化された通信回線を使用	を防止するために、暗号化された通信回線を使用		
	する。	する。		
	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子)		
	交付機能)	交付機能)		
	・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な	・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な		
	情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、	情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、	1	
Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情	交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを	交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを		
報提供ネットワークシステムを	防止する。	防止する。	±.44	
通じた入手を除く。)におけるそ	・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を	・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を	事後	
の他のリスク及びそのリスクに	可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること	可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること		
対する措置	で、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送	で、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送		
		信されることを避ける。		
	・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入	・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入		
	力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助	力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助		
	APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を	APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を		
	行うため、本人からの情報のみが送信される。	行うため、本人からの情報のみが送信される。		
	・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード	・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード		
		内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報		
	として自動的に入力することにより、不正確な個人			
		番号の入力を抑止する措置を講じている。		
	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・			
	マイナンバー)に付されている署名について、VRS			
		において真正性の検証を行い、送信情報の真正		
		性を確認する措置を講じている。		
		・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うこ		
	とにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を			

		・システムへのアクセスにおいて、ユーザID、パスワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。	ワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権 限を設定しているため、権限のない機能は利用で きない。		
令和5年7月5日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2:具体的な管理方法	以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報のアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定されたものしかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した	権限のない者によって不正に利用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報のアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定されたものしかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユー	事後	

令和5年7月5日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2:その他の措置の内容	グを確認できる。	マクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限で発効する。当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該ユーザ IDを失効させる。やむを持ず、複数の背る必要特定していた職員の関連を発力するID(以下「共用ID」という。)を発力する場合は、パスワードを厳し、当なの職員を持ている内容を見いて、異動した上、パスワードを厳し、当な場別を使用する。なお、共退間を使用する。なお、大退間に発生したと、の場別を実力でででで、といる内容を関し、パスワウセスを関し、アクセスを関し、といるのといて、異動し、当該IDを使用する。なお、共退間である。なお、大退間である。当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおり、操作のプラウセス権限の一覧をシステムにおり、操作のプラウを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ時に確認する。	事後	
令和5年7月5日	V評価実施手続き①実施日	令和4年1月4日	令和5年6月12日	事後	
令和7年10月22日	I −1−②事務の内容	事務 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理	種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する 事務	事後	
令和7年10月22日	I-2 システム1 ①システムの名称	母子保健予防接種システム	健康管理システム	事後	

令和7年10月22日	I −2 システム2 ②システムの機能	種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定		事後	
令和7年10月22日	I-2 システム2 ③他のシステムとの接続	[〇]その他 (母子保健・予防接種システム)	[]その他()		
	Ⅰ-4 法令上の根拠	種事務>	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	根拠規定の改正

令和7年10月22日	I −5−②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	根拠規定の改正
令和7年10月22日	I-7 他の評価実施機関	保健福祉部主幹(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	_	事後	組織改正
令和7年10月22日	Ⅱ-2-②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	
令和7年10月22日	II -2-③対象となる本人の範囲 その必要性	・第9条第1項 ・別表第一 10項 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令	事後	根拠規定の改正

令和7年10月22日	Ⅱ-3-④その妥当性	めに保有	個人番号などの識別情報及び5情報は本人確認 及び対象者を特定するために保有 健康・医療関係情報は予防接種履歴の管理のた めに保有	事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-3-①入手元	~略~ [○]評価実施機関の他部署(市民課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室) ~略~	~略~ [○]評価実施機関の他部署(戸籍住民課) ~略~	事後	組織改正
令和7年10月22日	Ⅱ-3-②入手方法	~略~ [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明証交付センターシステム)	~略~ []その他()	事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-3-⑤使用方法	特定個人情報を使用する。 2 予防接種履歴をシステムに登録し、管理するために特定個人情報を使用する。 3 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	めに特定個人情報を使用する。 3 当市への転入者について、転出元市区町村へ	事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-4 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-5-①法令上の根拠	俄万达第19宋第10万 	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154の項	事後	根拠規定の改正
令和7年10月22日	Ⅱ-5-②提出先における用途	務	予防接種法による予防接種に関する事務であって 主務省令で定めるもの	事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-5-③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人予防 接種履歴	予防接種履歴	事後	
令和7年10月22日	Ⅱ-5-⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム 〜略〜 [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[〇]情報提供ネットワークシステム 〜略〜 []その他()	事後	
· 令和7年10月22日	Ⅱ-5-⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接 種記録の照会を行う必要性が生じた都度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の照 会を受けた都度	事後	

令和7年10月22日	ョⅡ-6 保管場所	~略~ 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 保管方法 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ管策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。消去方法 ①特定の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常中間サーバー・プス上に保存される。消去方法 ①特定個人情報を消去することはない。②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティスので、政府情報システムのためのセキュリティア・アード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのを考えている。第三者の監査機関が定期的に発行するレきに、第三者の監査機関が定期的に発行するレきに、第三者の監査機関が定期のに発行するレきによりにおいて、第三者の監査機関が定期のに発行するレきに、第二者の監査機関が定期のに発行するレきによりにおいて、対しているによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	事前	標準準拠システムへの移行
		去及び物理的破壊を行う。		

令和7年10月22日	Ⅱ-6保管場所	(続き) ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全消去する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉保管方法 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウド事業者にるほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・1SO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・1SO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・1を対応を表によって実施された複数のデータセンター内のデータ保管を条件としていること。・1日本国内でのデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー	事前	標準準拠システムへの移行
		②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する データセンター内のデータベースに保存され、バッ クアップも日本国内に設置された複数のデータセ ンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に 保存される。 消去方法		

令和7年10月22日	Ⅱ-6 保管場所	ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド	切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	標準準拠システムへの移行
令和7年10月22日	Ⅱ-7 備考	接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関か	・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市は	事後	
令和7年10月22日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	~略~ <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 に関する記録項目> ~略~	~略~ <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 (臨時接種)に関する記録項目> ~略~	事後	

令和7年10月22日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	防接種事務における追加措置> ~略~	事後	
		※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月 30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市は アクセスすることはできない。		

Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。)におけるそ の他のリスク及びそのリスクに 対する措置	マワクチン接種記録システムにおける追加措置>・入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。・ワクチン接種記録システムのデータベースは、町区町村でとに論理的に区分されており、他市をないようにアクセス制御している。・カチンとは、御している。・カチンとは、御している。・カチンとは、御している。・カチンとは、御している。・カードの領域からは、暗号化された通信回線を使用するために、暗号化された通信回線を使用する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避ける。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を方によずる。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請をで、意図しない不適切な方法で特定個人情報のよりとを避ける。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を表する。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を活動したがある。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を表する。・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を表するが表別のより、本人が応知事項入力に手定の表別を指して、方の記憶領域に各納された個人番号の入力に付きれている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付きれている署名について、以RSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(削除)		
---	---	------	--	--

令和7年10月22日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(続き) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の明書を制御してのみキオスク端末がら交付申請を制御してのみキオスク端末がら交付申請を割してのみきることを避ける。・・証明を制御してのみさまでは、一個人番号の入力に行に対してのみでは、一個人番号のでは、一個人番号の入力・一に対してのよるにとを避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		事後	
令和7年10月22日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(続き) ・システムヘアクセス可能な職員を限定し、ICカードとパスワードによる認証を実施することでアクセス権限の適切な管理を行っている。・ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。	事後	

令	和7年10月22日	Ⅲ-3 リスクに対する措置の内 容		・健康管理システムには当該事務に関係のない情報を保有しない。	事後	
令	和7年10月22日	Ⅲ-3 ユーザー認証の管理 具 体的な管理方法	・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉権限のない者によって不正に利用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報のアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定されたものしかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	ワードによる認証を行い、ユーザごとにアクセス権限を設定しているため、権限のない機能は利用できない。 ・ユーザID、パスワードを複数人で共有することを禁止している。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉権限のない者によって不正に利用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報のアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定されたものしかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。	事後	

令和7年10月22日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が 指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該 事由が生じた際には速やかにアクセス権限を も、当該ユーザ ID を失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共 用ID」という。)を発行する必要がある場合は、が把 握した上で、パスワードを厳重に管理者がにといる時間を 使用する職員及び端末を特定し、管理者間を 使用する職員及び端末について、異動/退職等 のイベントが発生したタイミングで確認し、当該 中が生じた際は速やかに把握している内容を もが生じた際は速やかに把握している内容を する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及 びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認 し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認す る。また、不要となったユーザ ID やアクセス権限	ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	
		を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや母子保健予防接種シ	を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(臨時接種)事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや健康管理システムか		
令和7年10月22日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ステムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ~略~ ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	ら特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ~略~ ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセフォスニレけできたい	事後	
令和7年10月22日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない (項目内の記載をすべて削除)	事後	

令和7年10月22日	Ⅲ-6 リスク1:目的外の入手が 行われるリスク リスクに対する 措置の内容	①母子保健予防接種理システムにおける措置 ~略~	①健康管理システムにおける措置 ~略~	事後	
令和7年10月22日	Ⅲ-6 リスク2:不正な提供が行 引われるリスク リスクに対する措置の内容	①母子保健予防接種理システムにおける措置 ~略~	①健康管理システムにおける措置 〜略〜	事後	
令和7年10月22日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 【物理的対策】	マ中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ管理策がクラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が1と実施されている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・Oサテにおける環境に構築する中間サーバータベース内に保存され、バックアップもデータベース内に保存され、バックアップもデータス上に保存される。マガバメントクラウドにおける措置> ②サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が国内で設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業とはISMAPのリストに登録されたクラウドサーにあるにおい、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータは、クラウド事業とは別のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	

令和7年10月22日		交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(続き) ~略~ (削除) ※ワクチン接種記録システム(VRS)は令和6年9月30日で機能停止となり、同年10月1日以降、市はアクセスすることはできない。	事後	
令和7年10月22日	Ⅳ-2-①連絡先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 保健福祉部母子保健課母子保健係	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所 保健福祉部母子保健課予防接種係	事後	組織改正